

新たに雇用される教職員・研究員の方へ

経産省からのご協力をお願い

「みなし輸出」管理の明確化について

令和3年11月

経済産業省 貿易管理部

はじめに

- 経済産業省では、外部有識者による審議会（産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会）により取りまとめられた提言に基づき、外為法に基づく「**みなし輸出**」管理の明確化（以下「本明確化」といいます。）を行いました。本明確化において、大学・研究機関（大学等）から教職員・研究員（教職員等）や学生への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象になります。
- 本明確化は教職員等の皆様に対して、新たに許可申請義務を課すものではありません。しかし、**大学等が本明確化に伴う外為法のコンプライアンスを行うにあたり、教職員等の皆様の協力が必要になります。**本資料では、本明確化の概要をご説明するとともに、教職員等の皆様をお願いする協力の内容をできる限り分かりやすく説明するものです。
- 本資料では、専門知識がない方でも概要が理解できるよう説明を簡略化しています。そのため、正確な内容を理解されたい方については以下の通達及び参考資料を確認してください。
- **本明確化は、我が国の安全保障を確保するために必要な取組であり、我が国で勤務する皆様にもご理解をいただけますと幸いです。**

<本明確化に関する参考資料>

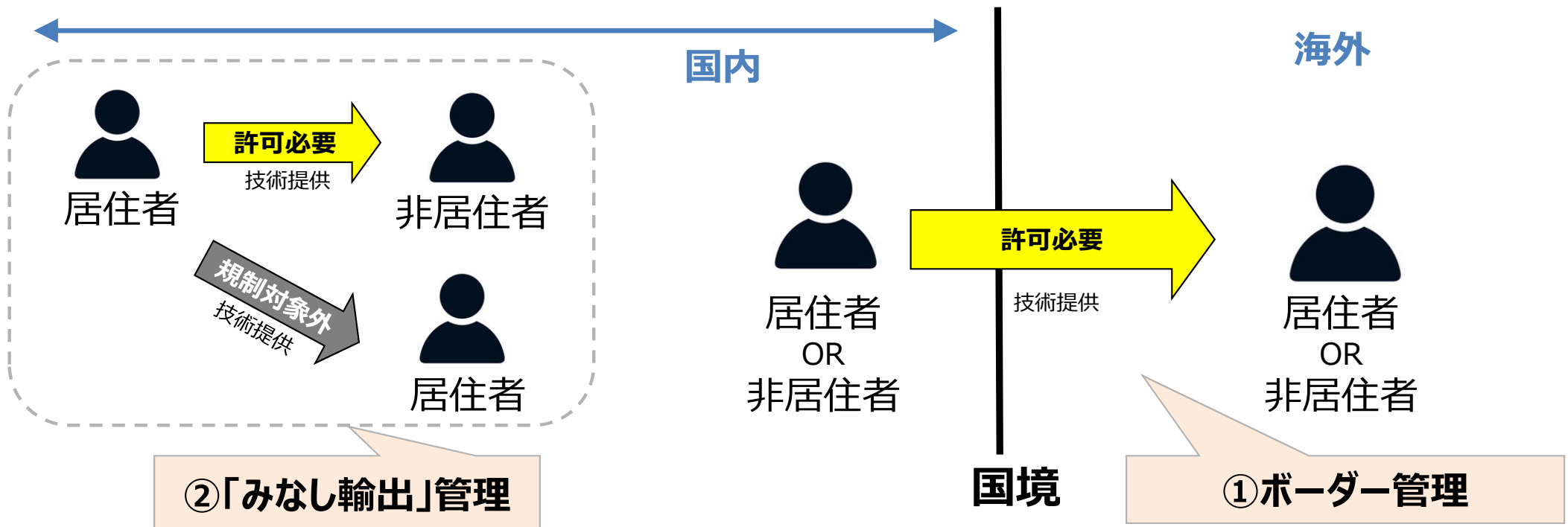
- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表 ※改正される通達を役務通達といいます。

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

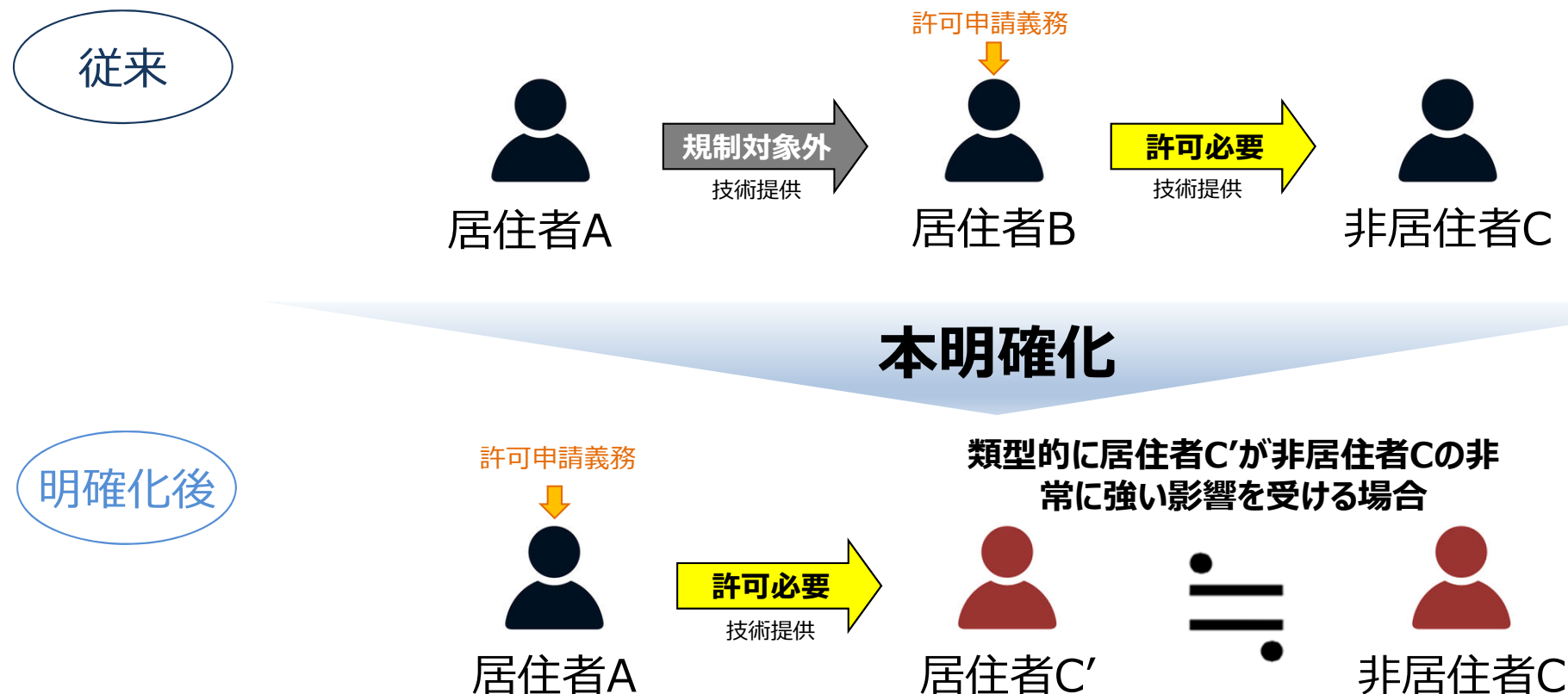
「みなし輸出」とは何か

- 我が国では、外為法に基づき、安全保障の観点から軍事転用可能な機微技術の提供について以下の場合を管理しています。②の管理を一般的に「**みなし輸出**」といいます。
 - ①国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ②国内外における居住者から**非居住者**に対する提供（「みなし輸出」管理）
- この点、審議会により取りまとめられた提言では、居住者であっても非居住者の非常に強い影響下にある場合があるところ、そのような**居住者に対する技術提供も②に含める**必要があるという趣旨の指摘がされました。



本明確化で何が変わるのか

- 審議会においてとりまとめられた提言を受けて、経済産業省では、居住者のうち典型的に非居住者の非常に強い影響下にある者（特定類型といいます。詳細は次ページ）に対する技術提供について、当該非居住者への技術提供とみなして外為法の管理対象とすることを明確化しました。
- 教職員等に技術を提供する大学等は、**外為法を遵守するため、教職員等の皆様及び学生に対する技術提供が特定類型への提供に該当しないか確認する必要があります。**



特定類型とは何か

- 特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます（※実際の規定内容は、役務通達1(3)サをご確認ください）。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員への提供

例②：外国企業（× 外資系企業）に勤務している社会人学生への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生への提供

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

具体的にお願いしたいこと

● ご協力いただきたいこと①（ご自身の類型該当性について）

- 大学等が教職員等の皆様を新たに雇用するにあたり、もし外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術に触れる可能性がある場合には、特定類型への技術提供に該当しているか否かを確認するため、雇用時に特定類型該当性について大学等に対して誓約（または類型に該当しないことの申告）を行っていただきます（日本国籍者であるか否かを問いません）。誓約書の解説については別紙をご確認ください。
- 就業規則など大学等における教職員等の兼業や金銭等の受領に関するルールに従って、必要な報告等を実施してください。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために誓約を求めるものであり、皆様の個人情報を読みだりに利用することを目的とするものではありません。また、誓約は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません。

● ご協力いただきたいこと②（学内等の他の教職員等・学生を含む他者への技術提供について）

- 教職員等の皆様が業務において技術提供を行う場合、法律上は大学等が提供するものとみなされます。そのため、教職員等の皆様が外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を＜特定類型に該当する方に＞提供する場合は、大学等による外為法のコンプライアンスのため、大学等の指示に従ってください。

具体的にお願いしたいこと

● ご理解いただきたいこと

- 大学等が、その教職員等が特定類型に該当するおそれがあると認識する際には、大学等から当該教職員等に対して外為法で管理されている軍事転用可能な機微技術を提供するにあたり経済産業省の許可が必要になります。そのため、**業務を行うにあたり必要な情報であっても、大学等からすぐには提供できない可能性があります。**また、経済産業省が安全保障の観点から技術提供を不許可とする場合には、大学等から技術提供が行われない場合があります。
- なお、大学等は外為法のコンプライアンスのために技術提供を管理するものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

問い合わせ先

- 本明確化は経済産業省が実施するもので、大学等は経済産業省が求める外為法のコンプライアンスのために所要の対応を行っています。
- そのため、本明確化の詳細に関する問い合わせは、経済産業省までご連絡いただけますと幸いです。

相談窓口

○特定類型該当性やその確認手續に関するご相談



安全保障貿易管理課 : minashi-QA@meti.go.jp

○必要な許可申請書類、記載内容に関するご相談



安全保障貿易審査課 : qqfcbf@meti.go.jp